

学校において予防すべき感染症等について及び治癒届出書

シンガポール日本人学校では、日本の学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づき、日本の学校で出席停止になる感染症については、同じように出席停止扱いにしています。以下の感染症等の診断を医師より受けた場合は、必ず担任までご連絡ください。

登校日に病院から発行された「MC (Medical Certificate)」と、この用紙(保護者が記入)を担任へ提出してください(新型コロナウイルス感染症の疑い及び予防の場合は、必要ありません)。MCに記載された期間が本校の基準よりも長い場合は、その期間を守るようお願いいたします。本校の出席停止期間よりも早く登校してしまった場合は、早退の措置をとらせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 学校において予防すべき感染症の種類

<第一種> 法定伝染病 発生は稀だが重大な感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト
マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア
重症急性呼吸器症候群(コロナウイルス属 SARS)、鳥インフルエンザ(H5 N1型)
指定感染症及び新感染症

<第二種> 学校で流行しやすい感染症で、飛沫感染するもの

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核

<第三種> 飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

<その他の感染症で出席停止の措置が必要と考えられるもの>

ウイルス性肝炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、新型コロナウイルス感染症、など

2 外部機関への報告を行っているもの

デング熱 新型コロナウイルス感染症

※上記の疾病については外部機関へ報告しておりますので、罹患の際は、必ず学校までご連絡ください。

保護者の方がご記入ください

小・中学部 年 組 氏名

医師の判断により下のとおり治癒しましたので、登校します。

1 病 名

(※インフルエンザの場合は、A型、B型のご記入もお願いします。)

2 出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 受診した医療機関名

4 医療機関で発行された無料のMC(Medical Certificate)を、裏面に貼付してください。

保護者氏名 印・サイン

シンガポール日本人学校の出席停止期間・基準

各感染症の出席停止期間は、感染様式と疾患の特性を考慮して、人から人への感染力を有する程度に病原体が排出されている期間を基準としている。

分類	概要	疾患名	出席停止の基準
第1種	感染症法の1類感染症と結核を除く2類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群 （病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） 特定の鳥インフルエンザ （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定の鳥インフルエンザをいう） 新型コロナウイルス感染症*	治癒するまで *新型コロナウイルス感染症に関しては、シンガポール政府の指示に従う。
第2種	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等のり患者が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発生した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日間を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日間を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日間を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで （目安として、異なった日の喀痰の塗抹検査の結果が連続して3回陰性となるまで）
第3種	学校生活を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで

※第2種の感染症の出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。